

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度第2回霧島警察署協議会
会 議 日 時	令和6年11月27日（水曜日）午後3時～午後5時
会 議 場 所	霧島警察署大会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下 12人 2 警察署 署長以下 14人
<p>（会議の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会長挨拶 ● 署長挨拶 ● 管内概況説明 ● 意見・要望等に対する回答 <ul style="list-style-type: none"> ○ 委員からの意見・要望 <ul style="list-style-type: none"> 1 車間距離の取締りについて 北海道警察では、距離や時速を計らず、走行しているところだけを見て、車間距離の取締りをしているようだが、鹿児島県警察ではそのような取締りをしていないか。 2 霧島警察署では「公用車点検をしている。」という話であったが、ABS制動や路面が濡れた場合の制動状況等の訓練はしているのか。 3 今年10月の詐欺事件が不起訴になっているが、警察は事件内容を説明していない。ロマンス詐欺等もあるが、子供に「ゲームをあげるから、口座番号を教えて。」という事案も全国的に数件ある。小学生等に対する防犯講話は、どのようにしているのか。 4 しらさぎ橋付近で、貴金属買取りなどの訪問が増えているようであるが、警察は把握しているか。 ◎ 回答 <ul style="list-style-type: none"> 1 交通課長回答 速度取締りは、固定設置や白バイ隊員の流動で取締りを行っている。 車間距離の取締りについては、具体的な取締方法は開示できないが、適切な方法で取締りを行っている。 2 警務課長 ABS等の制動訓練は、専用の訓練場所が必要である。 緊急自動車専科等入校し、茨城県の自動車安全訓練センターで制動距離の訓練を受けている。 パトカーを運転する乗務員も、指導員から訓練を受けている。 今後、公用車事故防止のため、機会を見付け、訓練を続けていく予定である。 3 生活安全課長 詐欺の手口の公表は、被害防止の観点から非常に大切なことである。 現在、警察本部では、被害者の同意を得た部分については、手口を公表している。 昨日公表された事案では、30代男性が、ラインメッセージの誤送信をきっかけに「ケイコ」と名乗る女性と知り合い、交信を重ねるうちに恋愛感情を抱かせ、その後、FXに関するもうけ話に移行し、約5回、合計150万円を振り込んだ事案である。 投資アプリやマッチングアプリで、会ったこともない人からのもうけ話は、詐欺と疑って、家族に相談してほしい。 子供に関する防犯講話は、訓練と併せて実施したり、保護者に対し、防犯講話を行っている。 4 地域課長 現在、貴金属買取りなどの訪問相談が増えている。 不安を覚えたり、不審な場合は、110番通報をしてほしい。 相談が増えている場所については、交番・在所にパトロールをするよう指示しておく。 ○ 委員からの意見・要望 <ul style="list-style-type: none"> 1 停止線の移設について 	

県道56号隼人加治木線と国道223号が合流する交差点において、国道223号の牧園方向から空港方向へ右折する車が、交差点の中心付近を通過することなく、ショートカットして右折している。

県道56号線側の停止線を交差点からもっと離して設置してもよいのではないかと。

2 信号機の新設について

県道55号栗野加治木線と県道40号伊集院蒲生溝辺線が合流する交差点から西側へ約200メートル先に位置する十字路交差点において、今年7月頃、3台の車が絡む事故があった。

信号機（予告灯を含む。）の設置が望ましいのではないかと。

◎ 回答

1 停止線の移設について

(1) 現状の停止線について

委員から要望のあった交差点の県道56号線側の流入部に設置されている停止線は、警察が所管している一時停止規制に基づく停止線になる。

県道56号線側の流入部は2車線に分かれており、第一車線が左折、第二車線が右折レーンとなっており、左折レーンは交差点の端付近、右折レーンは交差点の端付近から約7メートル離れた位置に設置されている。

この右折レーンの停止線が離れて設置されている理由として、国道223号の牧園方向からの右折車両の軌道を考慮し、県道56号線側から交差点に流入してくる車両が、同右折車両の進行を阻害しないように停止位置を定めて設置されている。

現状、既に右折レーンの停止線は交差点から離れた位置に設置されており、停止線をこれ以上交差点から離してしまうことにより、左右の見通しがきかない位置で停止することになるため、停止線を過ぎてから停止をするなどの交通違反を誘発する可能性がある。

よって、停止線の位置については、現状の位置が妥当と考える。

(2) 対策案

一部を除く車両等が交差点を右折する際は「交差点の中心の直近の内側（道路標識等により通行すべき部分が指定された部分）を徐行しなければならない。」と道路交通法で規定されている。

委員から要望のあった交差点には警察が所管する「右左折方法の指定」という交通規制がなされており、これは道路標示により交差点を右左折する際の通行すべき部分を指定する交通規制になる。

現場を調査した結果、右左折方法の指定の道路標示が摩耗しており、視認しにくい状況になっていたため、この道路標示を補修するため、警察本部交通規制課に対し、補修上申をしている。

また、県道56号線側の停止線についても摩耗しており、視認しにくい状況となっているが、道路舗装が劣化しており、停止線の塗り直しができない状況であるため、道路舗装を所管する地域振興局に対し、道路舗装の復旧を依頼する。

2 信号の新設について

(1) 交通事故発生状況について

委員から要望のあった交差点における過去3年間の交通事故発生状況を分析した結果、追突事故4件、右折時の事故1件、単独事故1件の計6件である。

(2) 信号機の新設について

信号機は主に、交通量が多い場所において出会頭事故等の発生が懸念される場所や通学児童等の歩行者の安全を確保する目的等で設置されている。

委員から要望があった交差点は、脇道から進行する車両は比較的少ないことに加え、過去3年間に於いて出会頭事故の発生は認知していない。

信号機の設置状況も満たしていないことから、信号機の新設は現段階では難しいと考える。

(3) 対策案

道路管理者である地域振興局に対し、「交差点注意」等の法定外表示の施工を依頼する。

○ 委員からの意見・要望

1 国道223号入口信号交差点において、隼人東インター側から右折する際の右折矢印信号機の時間が以前より短くなっている。（7秒→5秒）

渋滞しているため、時間を延長できないかと。

2 隼人東インター前信号交差点における隼人東インター料金所側流入部の車線を増やせないかと。

3 新川、広瀬、野口の各地域において、ロードミラーや歩道の設置が間に合っていない。

◎ 回答

1 右折矢印信号機の時間延長について

(1) 信号機の時間設定について

委員からの要望のあった信号機については、警察本部内にある交通管制センターによって集中制御されており、時間帯や交通量によって青時間の割り振りがなされている。

また、隼人東インター側及び見次側からの右折車両の量に応じて右折矢印時間が調整される設定になっている。

(2) 対策案

霧島署と管制センターにおいて協議の上、右折矢印時間の延長を検討する。

2 車線を増やすことについて

委員から要望のあった交差点を調査した結果、道路幅員が不足しているため、現状では車線を増やすことは困難である。

3 ロードミラー及び歩道の設置について

ロードミラー及び歩道の設置については道路管理者の所管になる。

よって、本件要望内容を霧島市安全安心課に対して伝達済みである。

○ 委員からの意見・要望

私は隼人の消防団に在籍しているが、30分程度の消防団の訓練に道路使用許可がいる。訓練に道路使用許可があると、士気が落ちる。

何らかしら、柔軟に対応してもらえないか。

◎ 回答

持ち帰り、本部と相談して対応する。

○ 委員

貴金属買取りなど、現在多発している事案の啓蒙活動を行ってほしい。

「広報きりしま」等各家庭に配布される冊子に挟んで、広報してもらえないか。

◎ 回答

毎月、交番・駐在所員において広報紙を作成、配布している。

今後も、広報紙に犯罪の発生状況等を掲載して、公民館長等を通して配布する。

6 次回の警察署協議会日程について

次回は、令和7年2月頃に開催することで連絡する。

7 警察活動紹介等

警察活動紹介として、生活安全課長が、東北大震災における災害派遣活動の紹介をした。

備考